

中央会

組合活性化情報



2006.2
No.496

わかやま

- 中小企業労働事情実態調査
- 全国中央会補助事業募集
- 山東省商談会・市場調査報告会
- くみあい元気ルポ

No.496

2006.2

Contents

W A K A Y A M A

今月のトピックス	1
● ～企業組合設立で柔軟に介護サービスを！～	
ステップアップ講座	2
● 「マーケティングと顧客心理」PART	
施策情報	4
● 和歌山県の労働事情実態調査	
● 介護クーポン制度とは	
中小企業総合展2006	17
全国中央会補助事業募集	18
くみあい元気ルポ	20
● ～勝浦魚商協同組合～	
シニアパワーの活用	21
中央会だより	22
● 経済五団体新春賀礼会	
● 山東省商談会・市場調査報告会	
経営者の退職金制度	24
全国先進組合事例	25
地域の就職支援活動	27
情報連絡員報告	28
共済制度のご案内	30

今月の トピックス

企業組合設立で 柔軟に介護サービスを！



近い将来には国民の3人に1人が65歳以上という超高齢化社会を迎えようとしています。

高齢者を支える介護施設の必要性は今後高まるばかりという中で、和歌山市と海南市に2つの企業組合が設立されました。

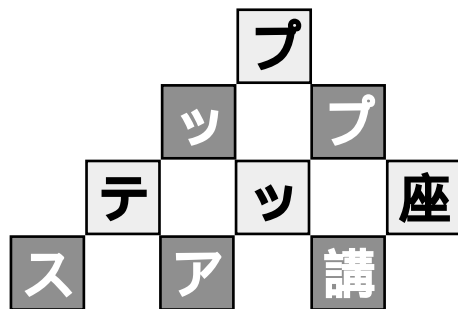
- 和歌山福祉企業組合は、昨年10月、東ぶらくり丁の一角に、「ケアセンターぶらくり」を開設。中心市街地の中でも特に高齢化率の高い城東地区で、この町に慣れ親しんだ高齢者の方を対象に、「充実したより良いデイサービス」を受けて頂くことにより、認知症予防や体力低下予防に繋げようというもの。

- 今年1月、海南在宅福祉企業組合は海南市木津に通所介護施設をオープン。

周辺地域の高齢者の方々を対象に、自然に囲まれた優しい環境の中で「ゆとりのサービス」を提供します。

相次いで開所した2組合は共に、「優しい時間」を過ごせるような柔軟な介護サービスの提供と地域密着型の介護施設を目指しています。





「マーケティングと顧客

【本当に感謝しているの！？】

店での買い物を終え帰るとき、店員は作業をしながら、こちらを振り向くことなく「ありがとうございました」と声をかけます。...何か“余所余所（よそよそ）しい応対”だと思いませんか？

事務所で商談を終え帰るとき、担当者が「お気をつけて！」と挨拶してくれます。でも2～3歩進んで振り返ると誰もいないことってありませんか？

今回は、ホスピタリティが顧客心理に及ぼす影響について考えていきたいと思います。

今後のビジネスはホスピタリティが合言葉

ホスピタリティとは“もてなし”や“心遣い”

ホスピタリティという言葉は、良く知っているようで正確な意味があまりわからない言葉です。ホスピタル（病院）などと同じ語源であるホスピタリティは、お仕事の内容により用いられる意味合いも異なってきますが、おおむね“もてなし”や“心遣い”で表わすことができます。

このホスピタリティ（もてなし・心遣い）は、ある意味非常に地味であり、また形として表わしにくいものですが、顧客心理には大きな影響を与え、特に現代社会においては、お店や会社の熱狂的なファンまで作ってしまうほどです。このホスピタリティなど一連のサービス手法のことをマーケティングの世界では、サービス・マーケティングとして重視しています。

【事例】

ある老舗の有名ホテルは、関西に進出する際に、地元のスタッフに一から接客マニュアルを作り上げてもらったそうです。自分たちの考えるホスピタリティに、伝統ある有名ホテルのノウハウを加味して出来たマニュアルは、決してお仕着せのものではなく、地元スタッフが自主的に“私たちの心遣いの結晶”として活かすことで、今も熱烈なファンを創り出しています。

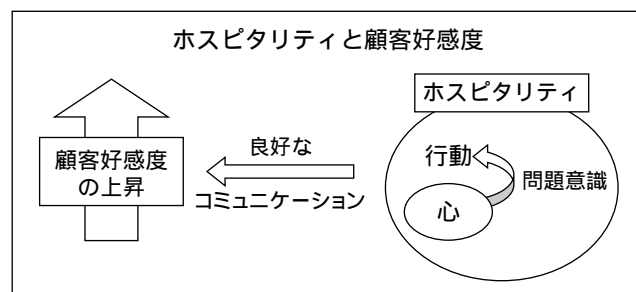
ホスピタリティは“行動”と“心”から成り立つ

「ホスピタリティが今後重要になる」と言われても、具体的に何をどのようにしたら良いのか分かりにくいと思い

ます。そこで、ホスピタリティがわかりやすくなるように、“行動”と“心”の二つに区切って考えてみましょう。

まず“行動”の面を見てみますと、顧客とのコミュニケーションを良好にすることがとても重要な要素になってきます。このコミュニケーションは言葉だけでなく、目配せや雰囲気づくりなどの“行動”でも表わすことができます。

次に“心”の面を見てみますと、顧客が感じていることをどれだけ“察する”かが重要な要素になってきます。問題意識をもって「顧客がこうしてもらおうと嬉しいだろう」ということを考えているうちに“行動”に連動していきます。



上図のように、ホスピタリティとは、問題意識を持ち、顧客の気持ちを“察する”ことで、“心”を“行動”に繋げていくものであり、顧客との良好なコミュニケーションを育み、結果として顧客好感度の上昇（わが社のファンの増加）を達成させるものといえます。

“行動”ひとつで取引が変わる

笑顔はコミュニケーションを活性化させる

言うまでもなくビジネスの基本は笑顔です。良好なコミュニケーションは、笑顔を前提としていると言っても過言ではありません。気持ちの良い笑顔でいることで、顧客との物理的距離が縮まり、話（取引）の内容にまで好影響を及ぼします。

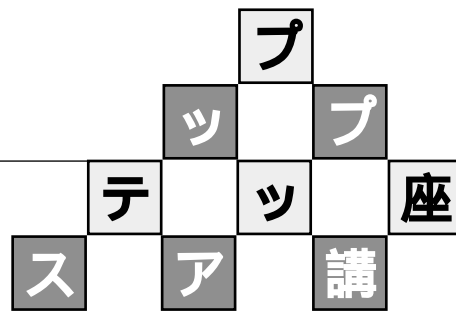
【実験してみましょう】

三人で行う実験です。まず二人一組で向かい合ってください。残る一人はタイムキーパーです。お二人は「スタート！」の合図から30秒間、ただ黙ったままじっと相手を見つめていてください（笑ったら駄目ですよ！）。次にこれも30秒間、年始のとても面白かったエピソードを、お互い笑顔で話してください。

いかがでしたか？この実験では、おそらく笑顔で話し合った30秒間の方が短く感じられるものと思います。種明かし

心理」 PART

中小企業診断士 濱田 智 司



をしますと、人間は、笑顔でコミュニケーションをとると、会話が活性化され、時間を短く感じてしまうのです。そして、できるだけ長く楽しい時間を確保しようと試みるのです。よく「楽しい出来事は早く過ぎ去ってしまう」と言われますが、これは全く同じ理由からです。この心理を活用し、顧客をできるだけ長く店に留まらせるため笑顔を戦略的に経営に活かしている小売業は多くあり、従業員教育に徹底して、“笑顔”でいることを教えている企業もあるぐらいです。

また笑顔には、顧客と話す際の距離を縮め、良好なコミュニケーションを維持する効果もあります。小売業の場合など、店内での接客では、初対面のお客様との距離で1メートルを切ることはなかなか難しいものと思います。しかし、さわやかな笑顔によって、顧客との距離が縮まり、より親密な接客が可能となります。

知らないうちにお客様と敵対している!?

【事例】

あるアンティーク専門店で、来店客が店員に問い合わせたところ、店員はお客様に真正面から接客し、腕を組んで真剣に考えながら、幸いにも商品を探し出してくれました。しかし商品を購入後、来店客は何も言わず足早に帰っていきました。

“心”ひとつで“行動”も変わる

お客様(取引先)の気持ちを理解する

【事例】

雪の降る日、ある和菓子屋に行きました。店内に入ると女性店員が「いらっしゃいませ。寒かったですよね。」と、微笑みながら近づいてきました。私は知らず知らずのうちに、この女性店員とたくさんの会話を交わしていました。

ホスピタリティ(もてなし・心遣い)では、顧客の気持ちを“察する”ことが、大前提となります。事例では、女性店員は、雪と寒さで辟易(へきえき)としている私の気持ちを察して、「寒かったですよね」と労わりの言葉を笑顔に添えました。そうなると不思議なもので、コミュニケーションに弾みがつき、普段なら言わないことまでお話ししてしまったりするものです。

“心”が“行動”に繋がるとき

【事例】

あるショップで、たくさん商品を買上げたお客様は、店員の「ありがとうございました!」の言葉に見送られ店の扉を開けて出ようとしていました。しかし両手は買上げた商品でいっぱいです。一方、店員は何も気付かず、既に別の作業に没頭しています。結局、お客様は苦労しながら扉を開けて帰っていきました。

「もし私が今のお客様だったとしたら?」と考えれば、

残念ながら、店員のせっかくの努力は実を結ばず、そればかりか、知らないうちにお客様と敵対する行動をとっていたようです。まず、相手の正面に立つことは、『相手の行動を制約する、もしくは相手の行動に対抗する』心理的イメージを与える懸念があります。優秀な接客員になると、体を少しずらしたり、お客様と同じ方向を向いたりするように接客対応することで、お客様と敵対する意思の無いことを体で表して、お客様ととても良い関係を築いています。腕を組んで考えることは、『相手の意見を否定する』心理的イメージを与える懸念がありますので、これも注意が必要です。

繰返しの訓練で“行動”を意味あるものに

「笑顔なんて改まってできないよ」そういった声を良く聞きます。なるほど簡単に笑顔を作ることは難しいものです。しかし、実は笑顔は繰返しの訓練で、創りだすことが可能なのです。笑顔ではありません。顧客と話をする際の立ち位置や距離感、話し方なども訓練することで洗練されていきます。“心”をこめた私たちの“行動”が、相手にわかりやすく伝わるようにするには繰返しの訓練が必要なのです。

すぐ“察する”ことができるのですが、仕事に追われた状況では、気付かない場合が多いようです。荷物で両手が塞がっているお客様の代わりに扉を開けるのは、接遇の基本的なマナーです。加えて、お客様を思い遣る“心”で“察する”のなら、本来レジでお渡しする荷物を扉の外までお持ちして、お見送りすることまでできるでしょう。つまり、思い遣る“心”から湧きあがってくる問題意識が、顧客の気持ちを“察して”、“行動”を起こさせて(繋がって)いるということになります。

これが本当の意味でのホスピタリティであり、形だけの“行動”とは異なって、純粋にお客様を感動させるのです。

当たり前のことができない現代社会

箱根や湯布院では、1年以上前から予約をしないとすぐ満室になってしまう旅館があるそうです。その旅館では、宿泊客を感動させる“もてなし”があるので、「また来たい!」とリピーターが絶えません。しかし、このホスピタリティは、こういった旅館などのサービス業ばかりでなく、様々な商売にも応用が可能です。

当たり前のことが出来ない現代社会。『お客様のことを真剣に考える』という、“もてなし”の心を失った現代社会に、当たり前のことをコツコツとこなすことが、とても貴重な価値を持つことがお分かりいただけたでしょうか?

平成17年度中小企業労働事情実態調査報告

我が国経済は、企業収益の回復を背景に設備投資の増加や個人消費の改善、株価の上昇などがみられ、都市部を中心として穏やかに回復が続いているものの、原油価格の高騰や海外経済の不透明感など、先行き不安定要因を抱え中小企業においては依然として厳しい状況下にあります。

これらを背景として、県内中小企業を取り巻く雇用・労働環境は、有効求人倍率が穏やかに改善しつつあるものの全国あるいは近畿を下回り、また本年

4月1日から高年齢者雇用安定法の改正に伴い、継続雇用制度の導入等の雇用確保措置が義務づけられるなど大きく変化しつつあります。

このような情勢下、本会では県内中小企業の労働実態を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の確立に資するため、毎年継続的に調査を実施しています。

和歌山県における中小企業労働事情実態調査を次のとおり報告します。

調査のあらまし

1. 調査の目的

この調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適切な中小企業対策の樹立並びに時宜を得た中央会労働指針の策定に資することを目的とする。

2. 調査実施方法

- (1) 調査方法 郵送調査
- (2) 調査時点 平成17年7月1日
- (3) 調査対象業種

製造業（9業種）	非製造業（9業種）
○食料品	○情報通信業
○繊維・同製品	○運輸業
○木材・木製品	○建設業
○印刷・同関連業	総合工事業
○窯業・土石製品	職別工事業
○化学工業	設備工事業
○金属・同製品	○卸売業
○機械器具	○小売業
○その他の製造業	○サービス業
	対事業所サービス業
	対個人サービス業

以上18業種について、従業員規模300人未満の中小企業800事業所（製造業440事業所、非製造業360事業所）を無作為に抽出し、調査対象とした。

3. 調査の概要

調査内容のあらましは次のとおりである。

- (1) 経営状況、経営上のあい路、経営上の強み
- (2) 従業員の週所定労働時間、月平均残業時間、年次有給休暇
- (3) パートタイマー労働者の活用状況
- (4) 高年齢者の継続雇用
- (5) 新規学卒者の採用
- (6) 賃金改定

回答事業所の概要

1. 回答事業所の内訳

調査票の回答事業所の内訳は図表2-1のように全体の回収率は25.4%、製造業では20.9%、非製造業では30.8%である。

図表2-1 調査回答数

	調査数	回答数	回答率
製造業	440	92	20.9%
情報通信業	7	4	57.1%
運輸業	50	9	18.0%
建設業	65	37	56.9%
卸売業	50	11	22.0%
小売業	84	24	28.6%
サービス業	104	26	25.0%
全体	800	203	25.4%

2. 回答事業所の従業員

回答事業所を従業員規模別に見ると、図表2-2のとおりである。100人未満の事業所を合わせると

92.6%であり、「100～300人」は7.4%にすぎない。

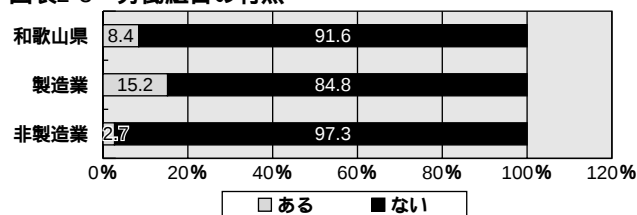
図表2-2 回答事業所の従業員規模別内訳

	1～9人	10～29人	30～99人	100～300人	計
製造業	23	35	25	9	92
非製造業	65	27	13	6	111
和歌山県	88	62	38	15	203
比率	43.4%	30.5%	18.7%	7.4%	100%

3. 労働組合の有無

労働組合の有無については図表2-3のとおり、和歌山県全体で「ある」が8.4%、「ない」が91.6%である。

図表2-3 労働組合の有無



4. 回答事業所の常用労働者数

回答事業所の常用労働者数は図表2-4のとおり5,923人で、その男女比率は男性76.3%、女性23.7%となっている。

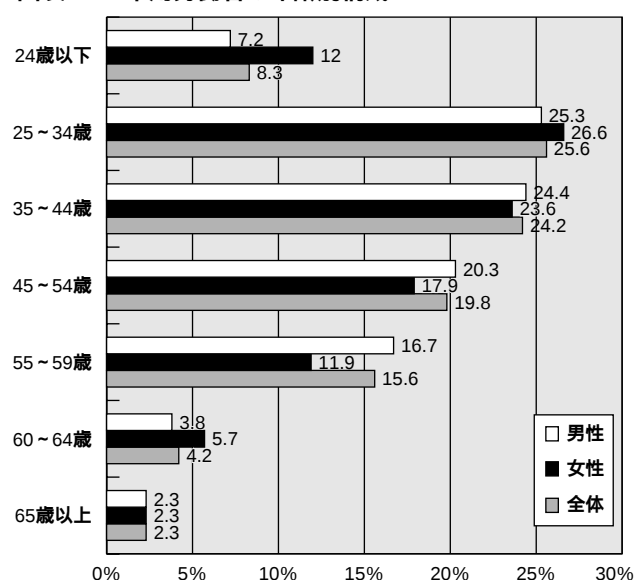
図表2-4 常用労働者数

	男 性		女 性		計	
製 造 業	2,571	74.3%	891	25.7%	3,462	100%
非 製 造 業	1,948	79.2%	513	20.8%	2,461	100%
和 歌 山 県	4,519	76.3%	1,404	23.7%	5,923	100%

5. 回答事業所の常用労働者の年齢別構成

常用労働者の年齢別構成は図表2-5のとおりで、全体の年齢構成は「25～34歳」が25.6%ともっとも高く、次いで「35～44歳」が24.2%、「45～54歳」が19.8%と続いている。

図表2-5 常用労働者の年齢別構成



年齢構成を男女別にみると、男性では「25～34歳」が25.3%ともっとも高く、次いで「35～44歳」が24.4%、「45～54歳」が20.3%と続いている。

一方女性は「25～34歳」が26.6%ともっとも高く、

次いで「35～44歳」が23.6%、「45～54歳」が17.9%となっている。

常用労働者の中高齢者比率（55歳以上）を見ると、「55～59歳」は15.6%（昨年12.1%）、「60～64歳」は4.2%（昨年4.4%）、「65歳以上」は2.3%（昨年2.3%）となっており、「55～59歳」で増加している。

55歳以上の合計を高齢者比率とすれば、全体では22.1%（昨年18.8%）となっている。

業種別で高齢者比率が平均を上回っているのは、製造業では「繊維・同製品」が36.8%、「窯業・土石」が32.1%、「金属・同製品」が29.7%、「木材・木製品」が26.5%となっている。非製造業では「設備工事業」が58%、「対個人サービス業」が26.9%、「総合工事業」が26.8%となっている。一方高齢者比率が0%なのが「情報通信業」である。

高齢者比率を従業員別でみると、「1～9人」が29.7%、「10～29人」が23.3%、「30～99人」が20.2%、「100～300人」が21.6%となっており、規模が大きいところは高齢者比率が低くなっている。

6. 従業員の雇用形態構成

全労働者に占める「正社員」の比率は81.2%で、それ以外の非正社員の内訳は「パートタイマー」が12.1%、「アルバイト・その他」が4.8%、「派遣」が1.9%となっている。パートタイマーに占める男女比率は「男性」28.4%（昨年22.2%）、「女性」71.6%（昨年77.8%）で圧倒的に女性比率が高いのがうかがえる。また業種別で見ると製造業の女性のパートタイマーの比率が80.0%となっており、この分野への女性の進出がうかがえる。

図表2-6 従業員の雇用形態構成

		製 造 業		非 製 造 業		全 体	
正社員	男性	2496	81.8%	1856	85.1%	4352	83.2%
	女性	555	18.2%	324	14.9%	879	16.8%
	計	3051	100%	2180	100%	5231	100%
パートタイマー	男性	90	20.0%	131	39.7%	221	28.4%
	女性	359	80.0%	199	60.3%	558	71.6%
	計	449	100%	330	100%	779	100%
派遣	男性	84	77.1%	7	63.6%	91	75.8%
	女性	25	22.9%	4	36.4%	29	24.2%
	計	109	100%	11	100%	120	100%
アルバイト・その他	男性	100	67.6%	96	59.6%	196	63.4%
	女性	48	32.4%	65	40.4%	113	36.6%
	計	148	100%	161	100%	309	100%
全 体		3,757		2,682		6,439	

調査結果の概要

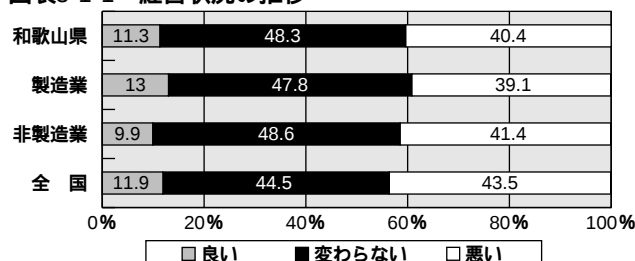
1. 経営状況

(1) 経営状況の推移（対昨年比）

経営状況の推移について、昨年と比べ和歌山県全体では「良い」が11.3%（昨年9.3%）、「変わらない」が48.3%（昨年44.1%）、「悪い」が40.4%（昨年46.6%）となっており、「変わらない」「悪い」と回答した事業所の合計が88.7%となり、依然として厳しい経営状況ではあるが2ポイントの改善が見られる。

産業別では製造業で「良い」と答えた企業が13%（昨年8.9%）、非製造業では9.9%（昨年9.9%）となっている。

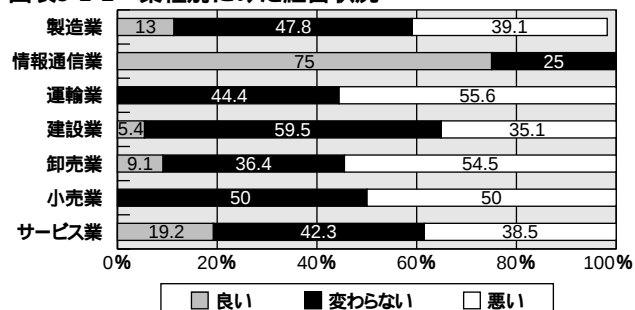
図表3-1-1 経営状況の推移



図表3-1-2は経営状況を業種別に分析した結果である。

「良い」の割合が最も高い業種は「情報通信業」の75%、ついで「金属、同製品製造業」の46.7%、「対事業所サービス業」の23.1%であった。一方、「悪い」の割合が最も高い業種は「職別工事業」の75%、ついで「運輸業」の55.6%、「卸売業」の54.5%であった。

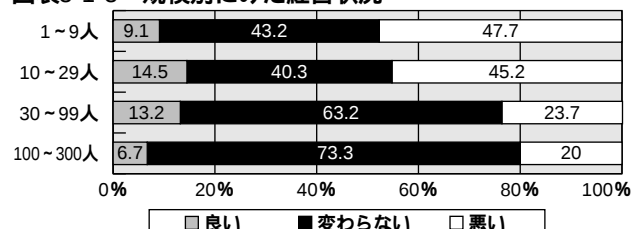
図表3-1-2 業種別にみた経営状況



次に経営状況を規模別にみた場合を図表3-1-3に示す。「良い」と回答した事業所は「1～9人」が9.1%（昨年4.3%）、「10～29人」が14.5%（昨年14.6%）、「30～99人」が13.2%（昨年9.6%）、「100～300人」が6.7%（昨年10%）となっている。

一方「悪い」と回答した事業所割合は「1～9人」が47.7%（昨年57.6%）、「10～29人」が45.2%（昨年39%）、「30～99人」が23.7%（昨年42.3%）、「100～300人」が20%（昨年30%）となっている。

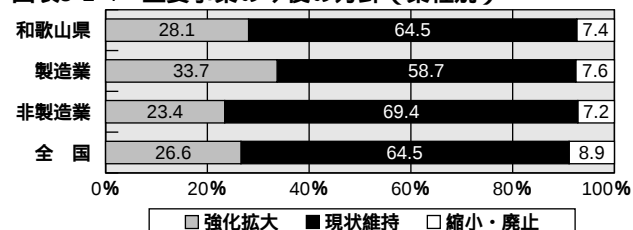
図表3-1-3 規模別にみた経営状況



(2) 主要事業の今後の方針

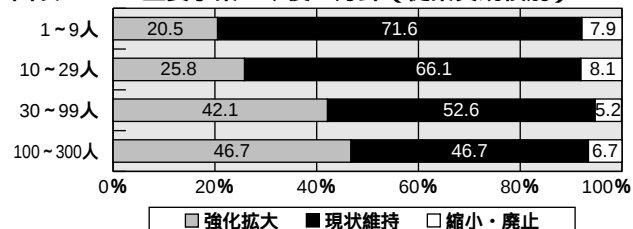
図表3-1-4は、現在行っている主要な事業について今後どのようにするか、の質問に対する回答の結果である。和歌山県全体では「強化拡大」が28.1%（昨年25.4%）、「現状維持」が64.5%（昨年67.8%）、「縮小」が7.4%（昨年6.8%）となっている。

図表3-1-4 主要事業の今後の方針（業種別）



規模別にみた場合、「強化拡大」と回答した事業所の割合が最も多かったのは「100～300人」で46.7%（昨年30%）であり、ついで「30～99人」で42.1%（昨年38.5%）である。

図表3-1-5 主要事業の今後の方針（従業員規模別）



(3) 経営上のあい路

厳しい経営状況の中で、企業はどのような問題点を抱えているか、経営上のあい路は何か、について15の選択肢から3項目を選んでいただき、その結果を図表3-1-6に示した。

図表3-1-6 経営上のあい路

(%)

平成14年	販売不振・受注の減少	同業他社との競争激化	製品価格(販売価格)の下落	製品開発力・販売力不足	人材不足(質の不足)
	61.5	38	32.6	20.9	20.3
平成15年	販売不振・受注の減少	同業他社との競争激化	製品価格(販売価格)の下落	納期・単価等の取引条件の厳しさ	人材不足(質の不足)
	55.4	46.9	33.1	20.6	15.4
平成16年	販売不振・受注の減少	同業他社との競争激化	製品価格(販売価格)の下落	原材料・仕入品の高騰	納期・単価等の取引条件の厳しさ
	50.4	36.5	31.3	24.8	20.0
平成17年	販売不振・受注の減少	同業他社との競争激化	製品価格(販売価格)の下落	人材不足(質の不足)	原材料・仕入品の高騰
	47.3	42.3	25.9	24.9	24.4

中小企業の経営上のあい路をみると、「販売不振」が47.3%で昨年より3.1ポイント比率が下がっているが、平成13年より5年連続の第1位となっている。

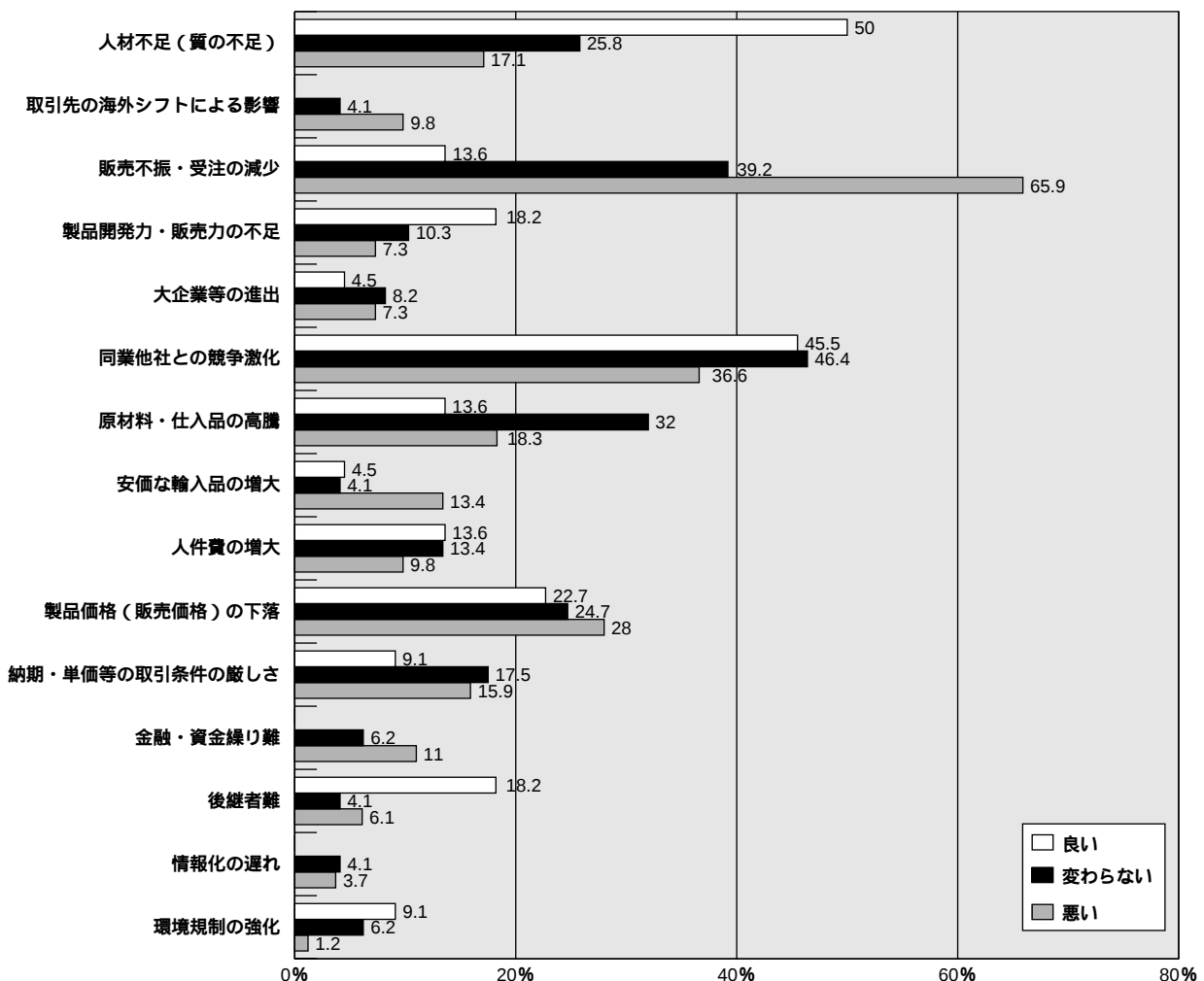
次いで「同業他社との競争激化」が42.3%で5年連続の第2位となっている。次いで「製品価格(販売価格)の下落」25.9%、「人材不足(質の不足)」24.9%、「原材料・仕入品の高騰」24.4%と続いている。

次に経営状況別に経営上のあい路をみると、図表3-1-7のとおりになった。「良い」と回答した事業所では「人材不足(質の不足)」が最も高く50%、次いで「同業他社との競争激化」が45.5%、「製品価格(販売価格)の下落」が22.7%となっている。

「変わらない」と回答した事業所では、「同業他社との競争激化」が46.4%、次いで「販売不振・受注の減少」が39.2%、「原材料・仕入品の高騰」が32%となっている。

「悪い」と回答した事業所では、「販売不振・受注の減少」が65.9%、「同業他社との競争激化」が36.6%、「製品価格(販売価格)の下落」が28%となっている。

図表3-1-7 経営上のあい路(経営状況別)



(4) 経営上の強み

経営上の強みについては、「顧客への納品・サービスの速さ」が36.9%、「製品の品質・精度の高さ」が23.6%、「組織の機動力・柔軟性」が21.5%の順となっている。

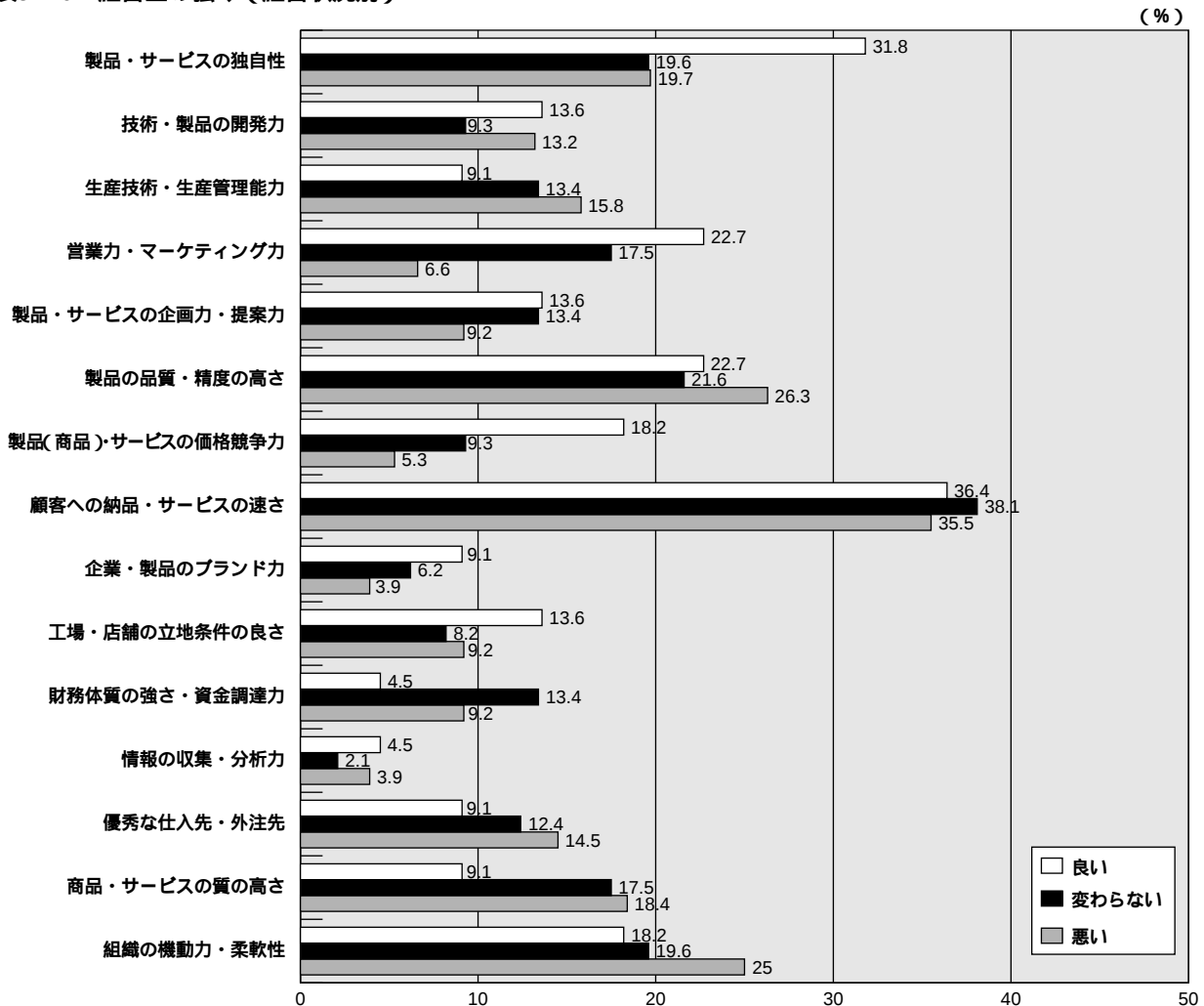
図表3-1-8 経営上の強み

	顧客への納品・サービスの速さ	製品の品質・精度の高さ	製品・サービスの独自性	商品・サービスの質の高さ	組織の機動力・柔軟性
平成16年	31.3	22.7	22.3	22.3	17.5
平成17年	36.9	23.6	21.5	21	16.9

次に経営状況別に経営上の強みをみると、「良い」と回答した事業所では、「顧客への納品・サービスの速さ」が36.4%、次いで「製品・サービスの独自性」が31.8%、「営業力・マーケティング力」、「製品の品質・精度の高さ」が22.7%となっている。「変わらない」と回答した事業所では、「顧客への納品・サービスの速さ」が38.1%、次いで「製品の品質・精度の高さ」が21.6%、「製品・サービスの独自性」、「組織の機動力・柔軟性」が19.6%となっている。

「悪い」と回答した事業所では、「顧客への納品・サービスの速さ」が35.5%、次いで「製品の品質・精度の高さ」が26.3%、「組織の機動力・柔軟性」が25%となっている。

図表3-1-9 経営上の強み（経営状況別）



2. 従業員の労働時間

(1) 週所定労働時間

和歌山県下の「週40時間」の達成事業所は77.8%

となっており、全国の85.2%を大きく下回っているが、昨年に比べて9ポイント比率が高くなっている。製造業全体の達成率は90.2%となっている。また非

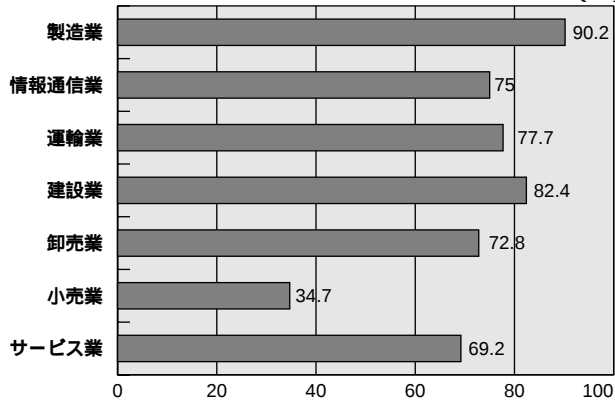
製造業では67.3%と、中小企業特に非製造業における「40時間制」への定着はまだ多くの課題を抱えていることがうかがえる。

図表3-2-1 週所定労働時間 (%)

	38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下
和歌山県	13.6	28.3	35.9	22.2
規模				
1～9人	17.6	20	28.2	34.1
10～29人	11.7	28.3	41.7	18.3
30～99人	7.9	36.8	44.7	10.5
100～300人	13.3	53.3	33.3	
業種				
製造業	14.3	35.2	40.7	9.9
非製造業	13.1	22.4	31.8	32.7
全 国	9.7	28.2	47.3	14.9

週40時間への対応を業種別にみると、製造業のなかで「出版・印刷・同関連」、「金属・同製品」、「機械器具」、「その他」が100%、非製造業の「職別工事業」が100%と一番高く、続いて製造業の「繊維・同製品」、非製造業の「総合工事業」が91.7%となっている。反対に低いのは「小売業」の34.7%となっている。また規模別にみると、規模が大きくなるほど週40時間が進展しており、「100～300人」規模では100%に達している。一方、「1～9人」では65.8%である。

図表3-2-2 業種別・規模別に見た40時間への対応 (%)

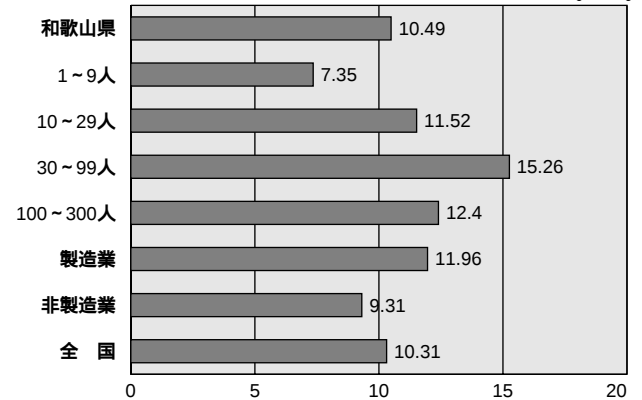


(2) 月平均残業時間

- 月平均残業時間 和歌山県は10.49時間 -

回答のあった事業所における平成16年の従業員1人当たりの月平均残業時間は、「10.49時間」となっている。規模が小さい事業所は比較的残業時間が少なく、反対に「30～99人」「100～300人」と規模が大きいたころは残業時間が多くなっている傾向にあり、法定労働時間は短く、残業時間が多いという結果になっている。(図表3-2-3) また業種別では「機械器具」の残業時間が最も多く23時間、次いで「窯業・土石」が18時間、「金属・同製品」が15.58時間となっている。なお全国の平均は10.31時間であった。

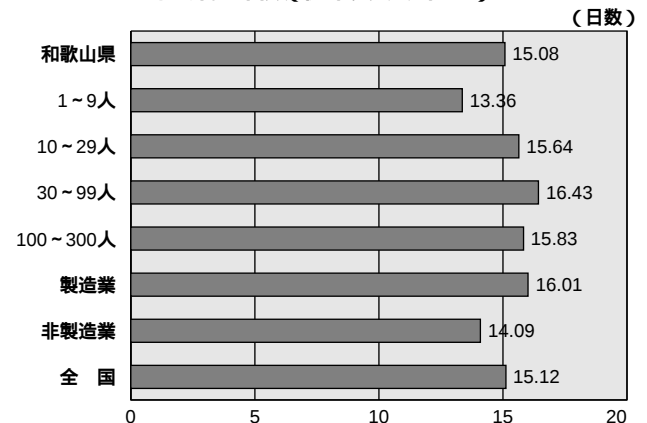
図表3-2-3 月平均残業時間(従業員1人当たり)規模別 (時間)



(3) 年次有給休暇の平均付与日数

回答のあった事業所における平成16年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、和歌山県では15.08日となっている。従業員規模「1～9人」の事業所がやや少なく13.36日となっている。

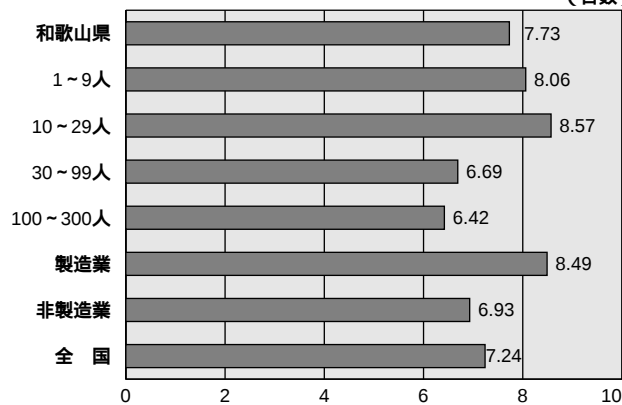
図表3-2-4 年次有給休暇の平均付与日数(従業員1人当たり) (日数)



(4) 年次有給休暇の平均取得日数

回答のあった事業所における平成16年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、和歌山県では7.73日となっている。年次有給休暇の平均付与日数とは逆に、従業員規模の大きい事業所ほど平均取得日数が少なくなっている。

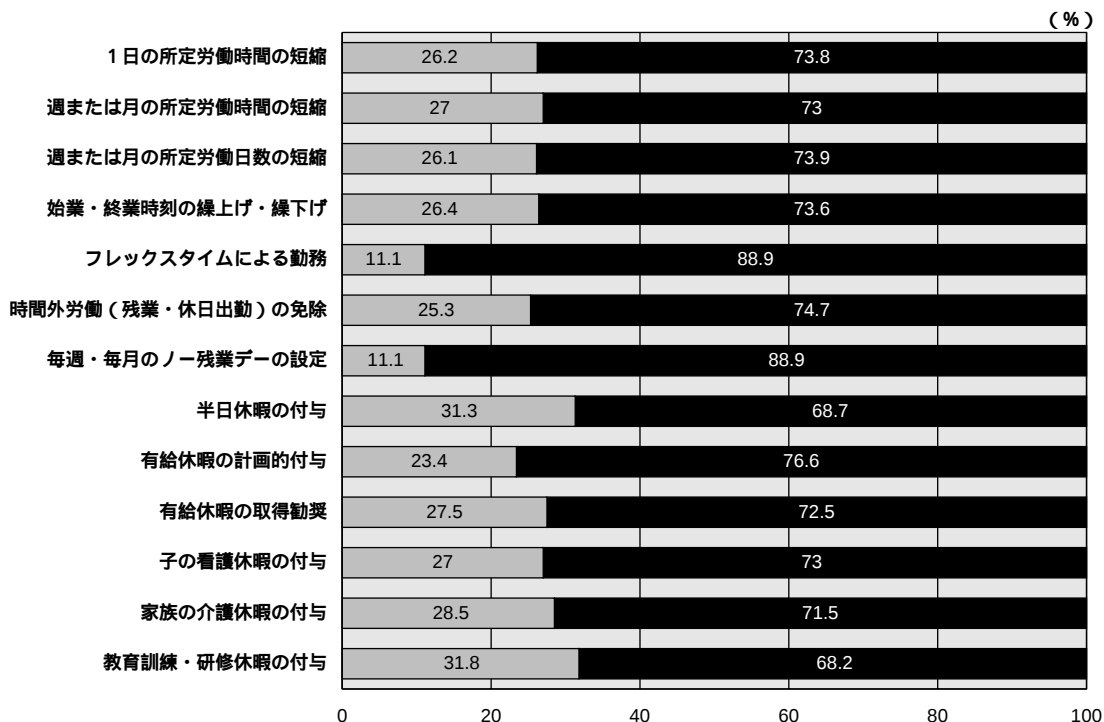
図表3-2-5 年次有給休暇の平均取得日数(従業員1人当たり)
(日数)



(5) 従業員に対する労働時間や休暇への配慮

個々の従業員の事情に配慮して従業員の労働時間や休暇について、どのようなことを行っているか質問したところ、和歌山県全体で「教育訓練・研修休暇の付与」が31.8%、次いで「半日休暇の付与」31.3%、「家族の介護休暇の付与」28.5%、「有給休暇の取得勧奨」27.5%の順となっている。また各項目において従業員規模「30~99人」の事業所が配慮している割合が高くなっている。

図表3-2-6 従業員に対する労働時間や休暇への配慮



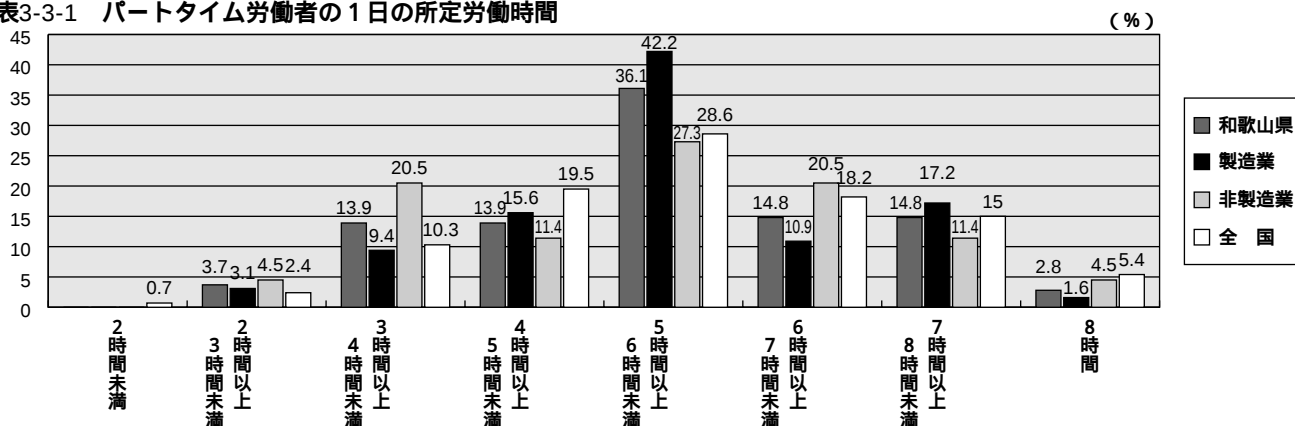
3. パートタイマー労働者の活用状況

(1) パートタイム労働者の1日の所定労働時間

回答事業所の内パートタイム労働者を雇用している事業所は108である。1日の所定労働時間が最も多いのが和歌山県全体で「5時間以上6時間未満」で

36.1%、次いで「6時間以上7時間未満」、「7時間以上8時間未満」が14.8%となっている。従業員規模が大きいほど、「5時間以上6時間未満」の割合が高くなっている。

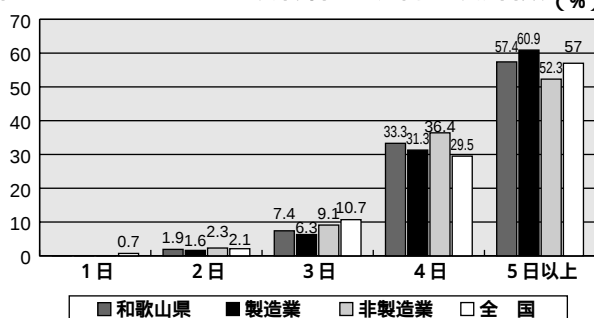
図表3-3-1 パートタイム労働者の1日の所定労働時間



(2) パートタイム労働者の1週間の勤務日数

パートタイム労働者の1週間の勤務日数が最も多いのが和歌山県全体で「5日以上」が57.4%、次いで「4日」が33.3%となっている。これは製造業・非製造業、規模別でも同じ順となっている。

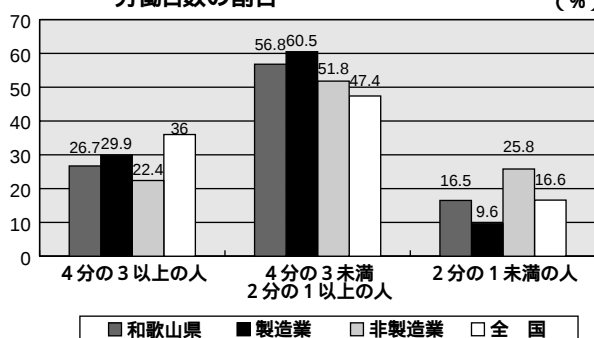
図表3-3-2 パートタイム労働者の1週間の勤務日数 (%)



(3) 一般従業員と比べた所定労働時間及び所定労働日数

パートタイム労働者の一般従業員と比べた所定労働時間及び所定労働日数の割合は、「4分の3未満2分の1以上」と答えた事業所が最も多く56.8%、次いで「4分の3以上」が26.7%となっている。

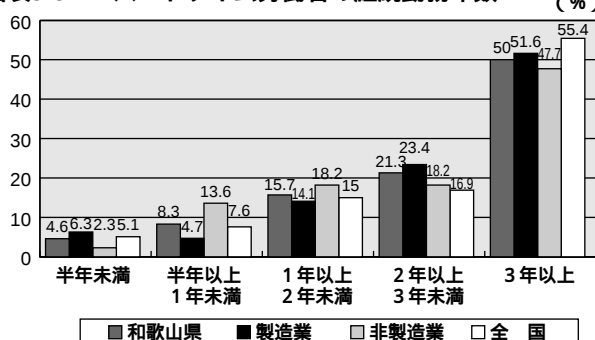
図表3-3-3 一般従業員と比べた所定労働時間・所定労働日数の割合 (%)



(4) パートタイム労働者の継続勤務年数

継続勤務年数を見ると「3年以上」が50%と最も多く、次いで「2年以上3年未満」21.3%、「1年以上2年未満」15.7%となっている。「3年以上」を業種別で見ると、「設備工事業」が83.3%、次いで「食料品」、「その他製造業」、「対個人サービス業」75%となっている。

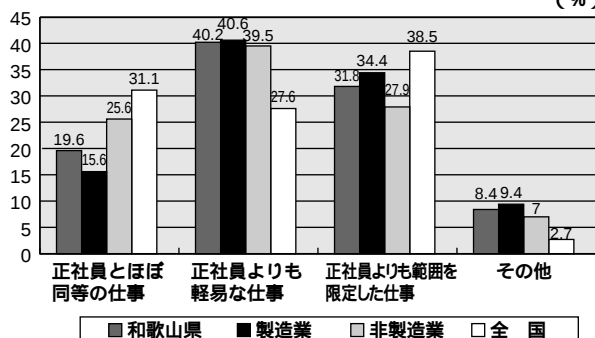
図表3-3-4 パートタイム労働者の継続勤務年数 (%)



(5) パートタイム労働者の主な仕事

パートタイム労働者が主として行っている仕事を見ると、「正社員よりも軽易な仕事」が40.2%と最も多く、次いで「正社員よりも範囲を限定した仕事」が31.8%となっている。

図表3-3-5 パートタイム労働者の主な仕事 (%)

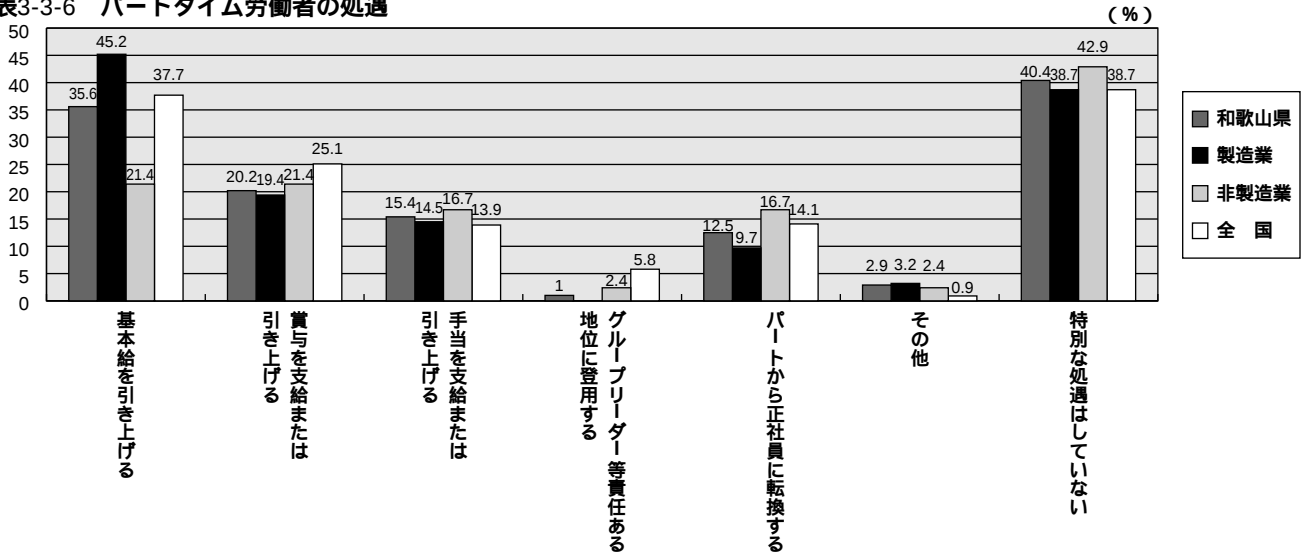


(6) パートタイム労働者の処遇

パートタイム労働者の能力、経験等に応じた処遇を見ると、「特別な処遇はしていない」が40.4%と最も多く、次いで「基本給を引き上げる」が35.6%、

「賞与を支給または引き上げる」が20.2%の順になっている。従業員規模が大きい事業所ほど「基本給を引き上げる」、「賞与を支給または引き上げる」の割合が高くなっている。

図表3-3-6 パートタイム労働者の処遇



(7) パートタイム労働者に対する賃金改定(昇給)・賞与・退職金の支給

(ア) 賃金改定(昇給)

パートタイム労働者に対する昇給の有無については、和歌山県全体で「行っている」が57.5%、「行っていない」が42.5%となっている。

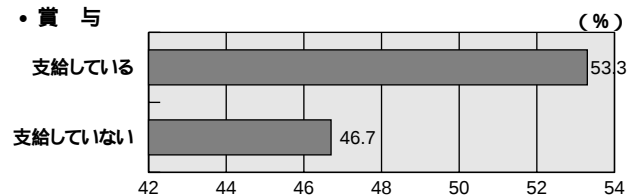
(イ) 賞与

パートタイム労働者に対する賞与の有無については、「支給している」が53.3%、「支給していない」が46.7%となっている。

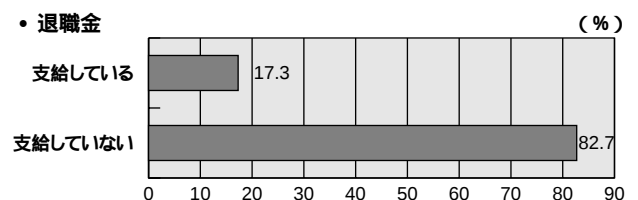
(ウ) 退職金

パートタイム労働者に対する退職金の有無については、「支給していない」が82.7%、「支給している」が17.3%となっている。

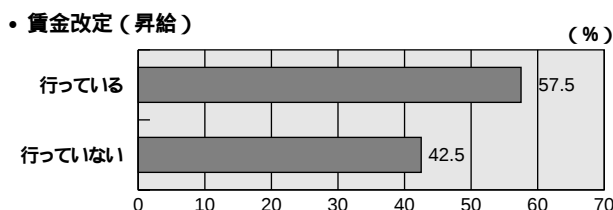
・賞与



・退職金



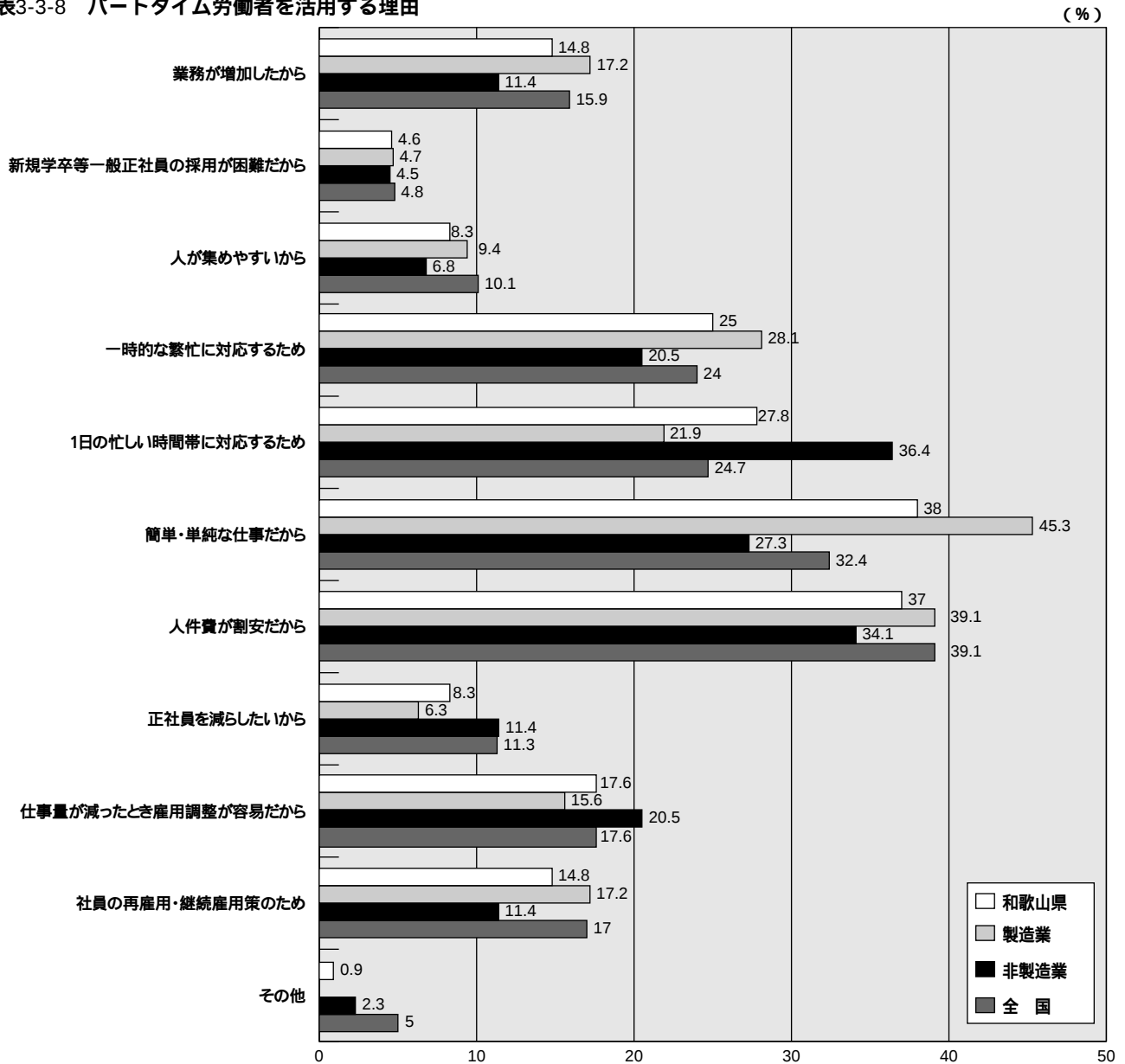
図表3-3-7 パートタイム労働者に対する賃金改定(昇給)・賞与・退職金の支給



(8) パートタイム労働者を活用する理由

パートタイム労働者を活用する理由としては、和歌山県全体で「簡単・単純な仕事だから」が38%、次いで「人件費が割安だから」が37%、「1日の忙しい時間帯に対応するため」が27.8%の順になっている。製造業については「簡単・単純な仕事だから」、「人件費が割安だから」、「一時的な繁忙に対応するため」の順になっている。また非製造業については1位に「1日の忙しい時間帯に対応するため」、次いで「人件費が割安だから」、「簡単・単純な仕事だから」となっている。

図表3-3-8 パートタイム労働者を活用する理由

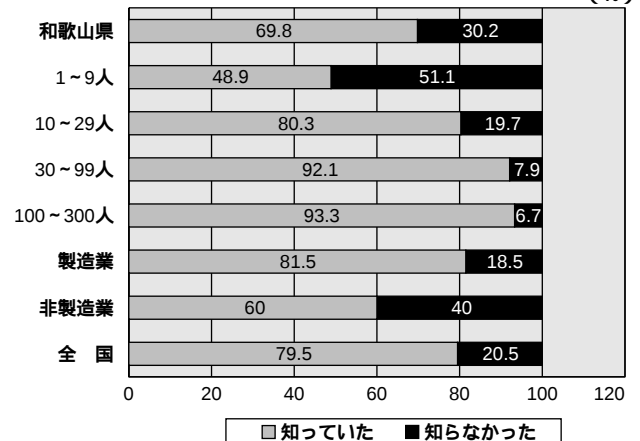


4. 高齢者の継続雇用

(1) 高齢者雇用確保措置の義務づけの認知状況

平成18年4月から、年金支給開始年齢に合わせて段階的に65歳までの高齢者雇用確保措置を講ずることが義務づけられることになっているが、この制度の認知状況については、「知っていた」が69.8%であった。また従業員規模が大きいほど認知度が高くなっている。

図表3-4-1 高齢者雇用確保措置の義務づけの認知状況 (%)

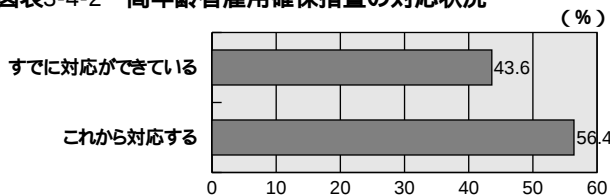


(2) 高齢者雇用確保措置の対応状況

制度への対応については、「すでに対応ができている」が43.6%、「これから対応する」が56.4%であった。

「すでに対応ができている」を従業員規模別に見ると、規模が小さい事業所ほど対応の割合が高くなっている。また業種別に見ると「木材・木製品」が69.2%と最も高く、次いで「総合工事業」が66.7%、「繊維・同製品」、「出版・印刷・同関連」が61.5%の順になっている。

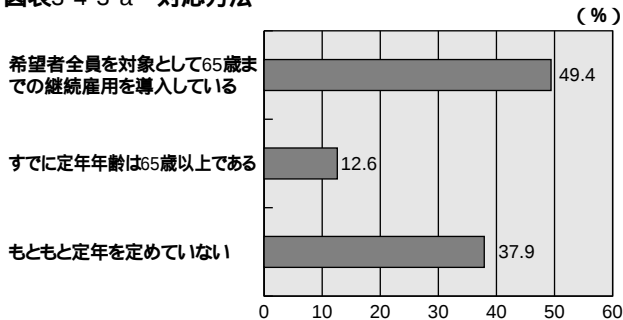
図表3-4-2 高齢者雇用確保措置の対応状況



(3) 高齢者雇用確保措置の対応方法

「すでに対応ができている」と回答のあった87事業所において、どのような対応を講じているのかについては、「希望者全員を対象として65歳までの継続雇用を導入している」が49.4%と最も高く、次いで「もともと定年を定めていない」が37.9%、「すでに定年年齢は65歳以上である」が12.6%となっている。

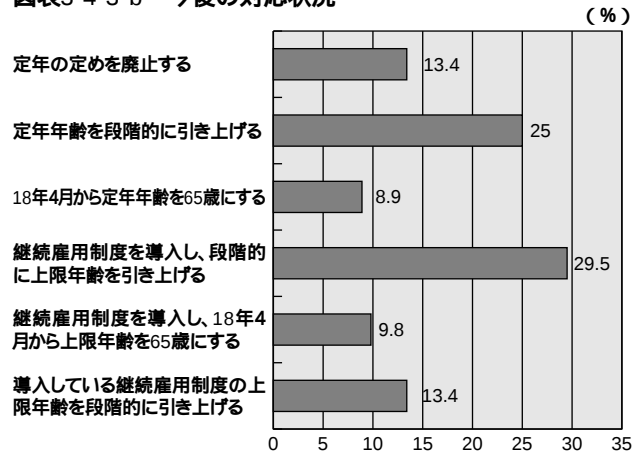
図表3-4-3-a 対応方法



(4) 今後の高齢者雇用確保措置の対応状況

「これから対応する」と回答のあった事業所の今後の対応状況を見ると、「継続雇用制度を導入し、段階的に上限年齢を引き上げる」が29.5%と最も高く、次いで「定年年齢を段階的に引き上げる」が25%、「定年の定めを廃止する」、「導入している継続雇用制度の上限年齢を段階的に引き上げる」が13.4%となっている。

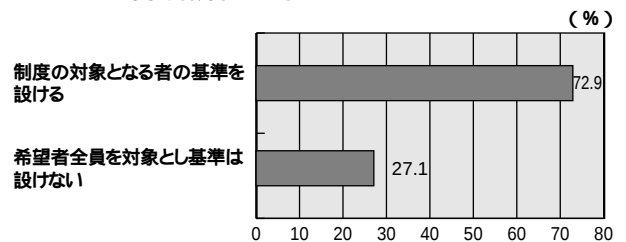
図表3-4-3-b 今後の対応状況



(5) 継続雇用制度を導入する場合の基準

「継続雇用制度を導入する（現在導入している場合を含む）」と回答のあった59事業所において、継続雇用制度対象者の基準を設けるのかについては「制度の対象となる者の基準を設ける」が72.9%、「希望者全員を対象とし基準は設けない」が27.1%となっている。

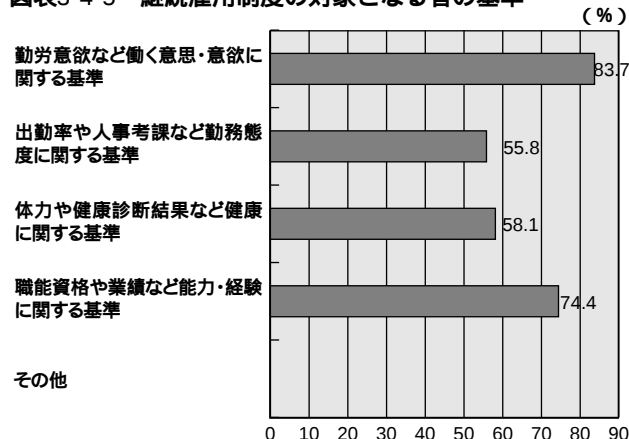
図表3-4-4 継続雇用制度を導入する場合の
高齢者の基準



(6) 継続雇用制度の対象となる者の基準

「継続雇用制度の対象となる者の基準を設ける」場合、その具体的な基準は「勤労意欲など働く意思・意欲に関する基準」が83.7%と最も多く、次いで「職能資格や業績など能力・経験に関する基準」が74.4%、「体力や健康診断結果など健康に関する基準」が58.1%となっている。

図表3-4-5 継続雇用制度の対象となる者の基準



5. 新規学卒者の採用

(1) 新規学卒者の初任給

平成17年3月新規学卒者の和歌山県平均初任給は、図表3-5-1のとおりである。加重平均でみると、高校卒では「技術系」140,509円「事務系」142,083円となっており、専門学校卒では「技術系」155,143円「事務系」150,000円、短大卒（含高専）では「技術系」157,500円「事務系」145,000円、大卒では「技術系」191,063円「事務系」174,852円となっている。

図表3-5-1 新規学卒者の初任給（加重平均） 単位：円

新規学卒者の初任給		技術系・初任給	事務系・初任給
高校卒	和歌山県	140,509	142,083
	製造業	142,321	142,400
	非製造業	131,000	140,500
	全国	153,065	149,159
専門学校卒	和歌山県	155,143	150,000
	製造業	165,000	-
	非製造業	152,455	150,000
	全国	164,106	161,099
短大卒（含高専）	和歌山県	157,500	145,000
	製造業	160,000	-
	非製造業	155,000	145,000
	全国	168,303	163,590
大学卒	和歌山県	191,063	174,852
	製造業	191,267	184,753
	非製造業	188,000	160,000
	全国	189,128	187,589

加重平均とは、各事業所毎の一人当たり平均初任給に採用人数を乗じて得た数値の総和を採用人数の総和で除した数値

(2) 新規学卒者の採用充足状況

新規学卒者の採用人数を見ると図表3-5-2のとおりである。技術系全体では96.6%、一方事務系では96.5%の充足率となっている。

図表3-5-2 新規学卒者の採用充足状況

		計				技術系				事務系			
		事業所数	採用計画人数	採用実績人数	充足率	事業所数	採用計画人数	採用実績人数	充足率	事業所数	採用計画人数	採用実績人数	充足率
高校卒	和歌山県	14	33	31	93.9	11	27	25	92.6	3	6	6	100
	製造業	11	26	26	100	9	21	21	100	2	5	5	100
	非製造業	3	7	5	71.4	2	6	4	66.7	1	1	1	100
専門学校卒	和歌山県	7	15	15	100	6	14	14	100	1	1	1	100
	製造業	2	3	3	100	2	3	3	100	-	-	-	-
	非製造業	5	12	12	100	4	11	11	100	1	1	1	100
短大卒（含高専）	和歌山県	2	3	3	100	2	2	2	100	1	1	1	100
	製造業	1	1	1	100	1	1	1	100	-	-	-	-
	非製造業	1	2	2	100	1	1	1	100	1	1	1	100
大学卒	和歌山県	14	37	36	97.3	9	16	16	100	7	21	20	95.2
	製造業	12	28	27	96.4	8	15	15	100	6	13	12	92.3
	非製造業	2	9	9	100	1	1	1	100	1	8	8	100

(3) 平成18年3月新規学卒者の採用計画

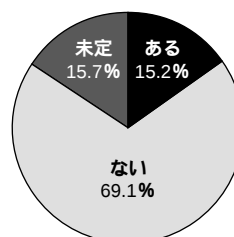
平成18年3月新規学卒者の採用計画は和歌山県全体で「ある」が15.2%、「ない」が69.1%、「未定」が15.7%となっており、前年度に比べ5.2ポイント増加している。

従業員規模別に見ると「100～300人」が50%、「30～99人」が28.9%、「10～29人」が13.3%、「1～9人」が4.7%となっている。

また業種別に見ると「その他製造業」が50%と最も高く、次いで「化学工業」が44.4%、「機械器具」

が42.9%となっている。逆に「窯業・土石」、「運輸業」、「職別工事業」では採用計画がなかった。

図表3-5-3 平成18年3月新規学卒者の採用計画



6. 賃金の改定状況

(1) 賃金改定の実施状況

平成17年1月1日から7月1日までの賃金改定の実施状況を調査したところ、和歌山県全体では「引き上げた」が33.5%であった。「7月以降引き上げる予定」を合わせると38.9%となる。前年度に比べると9.2ポイントの増加になる。一方「引き下げた」、「7月以降引き下げる予定」と回答した事業所を合わせると1.5%で、前年度より2.3ポイント下がっており、これらのことから一時的悪い状況から脱したものと推測できる。

規模別にみると、規模の大きい事業所ほど「引き上げた」とする比率が高くなっている。

業種別には「引き上げた」とする比率の高い業種は、「機械器具」85.7%、「情報通信業」50%、「出版・印刷・同関連」46.2%となっている。

図表3-6-1 賃金改定実施状況（規模別）（%）

	引き上げた	引き下げた	今年は実施しない (凍結)	7月以降引き上げる 予定	7月以降引き下げる 予定	未定
和歌山県	33.5	1	42.9	5.4	0.5	16.7
1～9人	15.9	1.1	55.7	3.4	1.1	22.7
10～29人	35.5	1.6	43.5	4.8	-	14.5
30～99人	57.9	-	23.7	10.5	-	7.9
100～300人	66.7	-	13.3	6.7	-	13.3
全 国	32.5	2.9	32.8	4.5	1.2	26.1

図表3-6-2 賃金改定実施状況（業種別）（%）

	引き上げた	引き下げた	今年は実施しない (凍結)	7月以降引き上げる 予定	7月以降引き下げる 予定	未定
和歌山県	33.5	1	42.9	5.4	0.5	16.7
製造業 計	45.7	-	32.6	7.6	-	14.1
食料品	18.2	-	45.5	-	-	36.4
繊維・同製品	30.8	-	46.2	7.7	-	15.4
木材・木製品	30.8	-	38.5	15.4	-	15.4
出版・印刷・同関連	46.2	-	38.5	15.4	-	-
窯業・土石	16.7	-	33.3	-	-	50
化学工業	80	-	20	-	-	-
金属・同製品	60	-	20	6.7	-	13.3
機械器具	85.7	-	14.3	-	-	-
その他	50	-	25	25	-	-
非製造業 計	23.4	1.8	51.4	3.6	0.9	18.9
情報通信業	50	-	25	-	-	25
運輸業	-	11.1	44.4	-	11.1	33.3
建設業	16.2	-	54.1	2.7	-	27
総合工事業	23.1	-	23.1	7.7	-	46.2
職別工事業	-	-	75	-	-	25
設備工事業	15	-	70	-	-	15
卸・小売業	31.4	2.9	54.3	2.9	-	8.6
卸売業	45.5	-	54.5	-	-	-
小売業	25	4.2	54.2	4.2	-	12.5
サービス業	26.9	-	50	7.7	-	15.4
対事業所サービス業	30.8	-	53.8	7.7	-	7.7
対個人サービス業	23.1	-	46.2	7.7	-	23.1
全 国	32.5	2.9	32.8	4.5	1.2	26.1

(2) 平均昇給

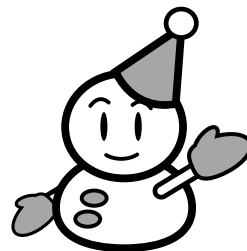
和歌山県全体でみると平均昇給額は4,797円で平均昇給率は1.89%であり、昨年度に比べると平均昇給額で2,131円、平均昇給率で0.84%の増加になる。また製造業での平均昇給額は4,936円で昇給率は1.92%、非製造業の平均昇給額は4,601円で昇給率は1.85%であった。

図表3-6-3 平均昇給（規模別）（円）（%）

	平均・賃金	平均・昇給額	平均・昇給率
和歌山県	258,927	4,797	1.89
1～9人	270,118	8,974	3.44
10～29人	270,536	4,573	1.72
30～99人	261,911	4,544	1.77
100～300人	251,011	4,800	1.95
全 国	252,655	3,476	1.39

図表3-6-4 平均昇給（業種別）（円）（%）

	平均・賃金	平均・昇給額	平均・昇給率
和歌山県	258,927	4,797	1.89
製造業 計	262,505	4,936	1.92
食料品	222,177	4,158	1.91
繊維・同製品	341,366	14,373	4.4
木材・木製品	258,415	9,900	3.98
出版・印刷・同関連	233,822	3,616	1.57
窯業・土石	234,955	736	0.31
化学工業	269,776	5,483	2.07
金属・同製品	257,820	3,854	1.52
機械器具	257,159	6,843	2.73
その他	270,658	985	0.37
非製造業 計	253,865	4,601	1.85
情報通信業	239,200	9,200	4
運輸業	-	-	-
建設業	276,422	4,818	1.77
総合工事業	284,621	4,455	1.59
職別工事業	321,238	0	0
設備工事業	266,318	5,690	2.18
卸・小売業	245,536	4,164	1.73
卸売業	243,714	3,995	1.67
小売業	246,897	4,292	1.77
サービス業	273,736	6,120	2.29
対事業所サービス業	280,607	6,549	2.39
対個人サービス業	211,893	2,250	1.07
全 国	252,655	3,476	1.39



介護クーポン制度とは

企業における従業員及び家族等で介護が必要となった場合「介護クーポン」を利用し、在宅で介護・育児等全国の看護師・家政婦（夫）紹介所に登録しているケア・ワーカーにより割安な費用で介護サービスが受けられる制度です。

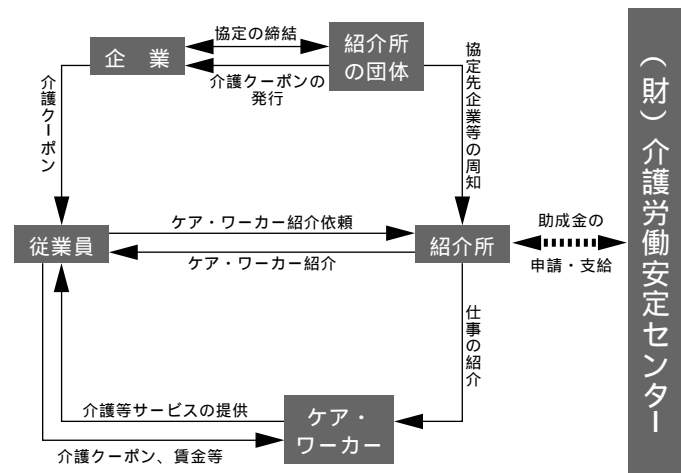
【企業にとってのメリット】

- ・福利厚生の充実をはかれます
- ・高齢化社会に向けてのイメージアップにつながります
- ・手続きが簡単です

【従業員にとってのメリット】

- ・頼んで安心
- ・お得です
- ・いつでもどこでも

クーポン制度のながれ（介護福祉助成金）



【お問い合わせは】

財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317

和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター3階

TEL073-436-9160

FAX073-436-9170

出逢うが“カチ”

中小企業総合展2006

1月25日～27日、インテックス大阪において中小企業総合展2006が開催され全国より選ばれた約250の中小企業が新たなビジネスパートナーを求めて出展しました。

和歌山県中央会の会員としては、（協）



ラテスト、アイ・ツー・ティ（協）和歌山T&Tが新たなビジネスチャンスを出展すべく、各々独自の製品・技術を展示しました。

今回のイベントには、環境・エネルギー関連の製品・技術が多く、参加者の関心も高い傾向にありました。出展者は自社のPRに積極的で、

今後の事業展開に大いに期待の持てるイベントとなりました。

平成18年度 全国中央会

組合等の中小企業連携組織に 対する補助事業募集案内

このたび、平成18年度全国中央会事業のなかで、当県の組合等においても活用することが可能な補助事業が、近く募集開始されることになりました。

つきましては、募集の概要について事前にお知らせしますので、是非活用につきご検討されま
すよう、ご案内申し上げます。

1. 補助事業の概要

(1) 中小企業組合等活路開拓事業

イ. 事業の概要

中小企業が組合等を中心に、共同して新たな活路を見出すために実施する将来ビジョンの策定、そのビジョンの成果を具体的に事業化・実用化しようとする事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額

補助対象経費総額の10分の6以内であって、12,167千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数 70組合等

ニ. 事業担当部 全国中央会振興部

(2) 組合等情報ネットワークシステム等 開発事業

イ. 事業の概要

組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムに関する調査研究・開発及びこれらシステムの普及のための事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額

補助対象経費総額の10分の6以内であって、12,167千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数 20組合等

ニ. 事業担当部 全国中央会情報部

(3) 組合等Web構築支援事業

イ. 事業の概要

Webサイトを構築し、組合情報、組合員企業情報等を広く発信し、業界の活性化及び個別企業の新たなビジネスチャンスの創出を図る事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額

補助対象経費総額の10分の6以内であって、420千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数 70組合等

ニ. 事業担当部 全国中央会情報部

(4) 連合会（全国組合）等研修事業

イ. 事業の概要

全国地区の連合会がその会員組合等の専従役員等を、又は全国組合等がその組合員等を対象として、組合等の運営に必要な知識及び業種別専門知識を付与するため行う研修事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額

補助対象経費総額の10分の6以内であって、1,800千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数 35組合等

ニ. 事業担当部 全国中央会振興部

(5) 組合等自主研修事業

イ. 事業の概要

組合等が、その組合員（会員）等を対象に研修を行うことにより、組合等の人材養成を促進するために実施する事業に対し支援を行います。

ロ．補助金額

補助対象経費総額の10分の6以内であって、180千円を限度とします。

ハ．補助対象予定数 75組合等

ニ．事業担当部 全国中央会振興部

2．補助対象となる組合等

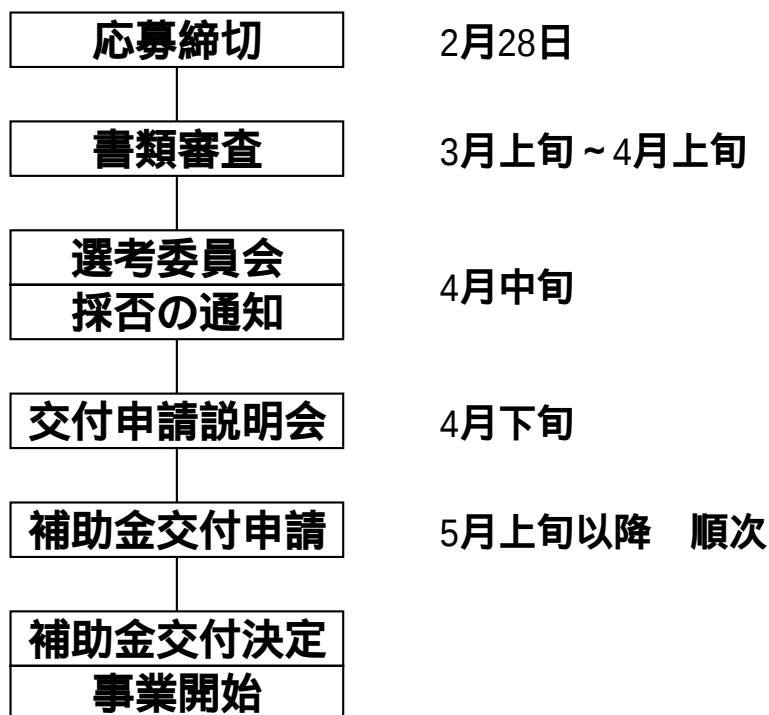
前記1．に掲載されている各事業の補助を受けることができる組合等は次のとおりです。

(1) 事業協同組合等の中小企業関係組合

(2) 会員の3分の2以上が中小企業者で構成され、中小企業振興のための事業を行っている社団法人

(3) 構成員の3分の2以上が中小企業者で、1年以上の活動実績のある任意グループ及び共同出資会社

3．補助対象組合等の募集・選考日程について



4．補助対象組合等の選定

補助対象組合等の選考のため、全国中央会に「補助対象組合等選考委員会」を設置します。

応募組合に対しては、事業内容について書類選考等を行い、その内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められるもののうちから、より緊急度の高いものを選考委員会の審査を経て、補助対象として選定します。

この事業は、全国中央会事業ですが、実施にあたっては、書類作成や事業運営指導などについて、都道府県中央会が支援・協力して行うことになっております。

事業ごとに「募集要綱」の内容が違います。それぞれの事業の「募集要綱」の内容につきましては和歌山県中央会にお問い合わせください。この事業に関するお問い合わせは、和歌山県中央会まで。TEL (073) 431-0852



勝浦ブランドの まぐろに託して

～ 勝浦魚商協同組合 ～

プロフィール

当時海産物の販売を行う業者15名程度の組織から、昭和35年、紀勢線全線開通による物流ルートの確立により協同組合を設立。

現在に至っています。



濱田理事長

業界近況について

近年、輸入ものの増大や競争力の激化、漁船数の減による水揚げ量の減少など非常に厳しい状況が続いています。そんな中で、組合としても努力項目の実現、外来船の誘致等可能な限り打開策に知恵を絞っております。



イベントについて

毎年2月の第4土曜日、観光協会主催の「まぐろ祭り」に参加し、恒例の“生鮮まぐろ”の即売市を行い好評です。

組合PR等

我々組合員は、市場において評価の高い新鮮な勝浦の生まぐろを“勝浦ブランド”として消費地の皆様にお届けしたいと日々邁進しています。



大井専務理事



組合所在地 〒649-5335
東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目8の2
T E L 0735-52-0629
F A X 0735-52-0629
設立年月日 昭和35年1月11日
組 合 員 数 56名

ミニアパワーの活用

65歳雇用 導入プロジェクト

高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。

雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。

定年の定めをしている事業者については、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。



Q & A

Q 有期雇用契約者に関して、就業規則等に60歳定年の規定あるいは一定の年齢（60歳）に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしている事業主は、平成18年4月以降は、有期雇用契約者を対象とした継続雇用制度の導入等を行わなければ、改正高年齢者雇用安定法第9条違反となるのですか。

A 改正高年齢者雇用安定法第9条は、主として期間の定めのない労働者に対する継続雇用制度の導入等を求めているため、有期雇用契約のように、本来、年齢とは関係なく、一定の期間の経過により契約終了となるものは、別の問題であると考えられます。

ただし、有期雇用契約者に関して、就業規則等に一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしている場合は、有期雇用契約であっても反復継続して契約を更新することが前提となっていることが多いと考えられ、反復継続して契約の更新がなされているときには、期間の定めのない雇用とみなされ、定年の定めをしているものと解されることがあります。その場合には、65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女とも同一の年齢）を下回る年齢に達した日以後は契約しない旨の定めは、改正高年齢者雇用安定法第9条違反であると解されます。

したがって、有期雇用契約者に対する雇止め年齢についても、改正高年齢者雇用安定法第9条の趣旨を踏まえ、段階的に引き上げていくことなど、高年齢者雇用確保措置を講じていくことが望ましいと考えられます。

問 い
合 わ
せ
相 談 先

65歳雇用導入プロジェクト

TEL : 073-431-0852 FAX : 073-431-4108

E-mail : info@chuokai-wakayama.or.jp

中央会だより

新春賀礼会開催！！ ～ 和歌山県経済団体連合会 ～



商工会議所連合会の島正博会長は「景気は未だ先行き不透明ですが、明るい兆しも見られ、和歌山においても設備投資や新たな企業進出などもあり、本年が輝かしい年となることを大いに期待しております」と挨拶。県下の中小企業が中心となって、和歌山の経済発展を目指すことを訴えられました。

和歌山県経済団体連合会
和歌山県中小企業団体中央会
和歌山県商工会議所連合会
和歌山県商工会連合会
和歌山県経営者協会
和歌山経済同友会



1月6日（金）ホテルグランヴィア和歌山において、新春賀礼会が開催されました。

この新春賀礼会は和歌山県経済団体連合会（県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県経営者協会、和歌山経済同友会）が主催となって毎年実施しているもので、16回目の今回は県内の政財界から約400名の方々が出席されました。

開会にあたり、今年の幹事団体である県



テーブル
コーナー

わかやまの 観光スポット

那智の滝（那智勝浦町）

滝そのものが、那智山上にある飛瀧神社の御神体。毎秒1tもの水が高さ133m、幅13mを流れ落ちる大滝は、まさに日本を代表する名瀑。

場所：和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字那智山

山東省商談会・市場調査報告会開催！

～ 中国輸出振興部会 ～

1月27日（金） ホテルアバローム紀の国において、昨年11月に本会が実施した山東省青島市における商談会・市場調査の報告会を開催しました。

約50名が参加される中、ビデオ放映、写真スライドによる紹介、パネルディスカッション形式での開催と



なりました。

コーディネーターに（株）エスシーネットワーク代表取締役の山田秀樹氏、パネラーとして商談会及び市場調査のメンバーを迎え、参加企業、行政、金融それぞれの方面からの成果発表が行われました。



経営者の退職金制度を 知っていますか？

「小規模企業共済」ってのは
経営者が事業をやめたり、
役員を退いたときなどに備える

退職金制度

なんだって！

将来もらえる共済金は
一括で受け取ると

退職所得扱い

になって税制上の
Wメリット！

毎月3万円の
掛金(年間36万円)で例えば
課税対象所得400万円の方ならば

93,200円の節税！

にもなるのよ！

本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地 和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

本制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しております。

TEL 03-3433-7171(共済相談室) FAX 03-5470-1542

全国先進組合事例

岡山県

野鳥苑
村営施設の受託事業で、
観光と雇用を守る
や
す
ら
木
企
業
組
合

所在地 〒707-0503
英田郡西栗倉村大字影石
482-368
電話番号 0868-79-2244
FAX番号 0868-79-2937
設立 平成16年7月
出資金 200万円
組織形態 集中型企業組合

主な業種 宿泊業
組合員 20人
組合従業員 20人
専従理事 4人
URL <http://www.vill.nishiawakura.okayama.jp/kousha/yacho.html>

村営施設の存続のため、企業組合が受け皿となり民間活力導入で再生に取り組む

背景と目的

市町村合併の中で、赤字事業である村営施設の「野鳥苑」の見直しが行われ、民間活力による再生が決定した。当施設の存続目的である 村内の観光創出としての経済効果と、雇用創出による仕事の場の確保による地域活性化に賛同した当所内の炭焼きメンバーが中心となり、企業組合を設立し事業を引き継ぐこととした。

地域活性化に貢献する事業・活動の内容

事業は、村営施設の運営事業と 製造・販売事業の2本立てで構成されている。村営施設運営事業は、西栗倉村が所有する施設を受託運営するもので、野鳥苑やコテージ、ログキャビンなどを利用した宿泊業務と、テント用品の貸出業務がある。製造・販売業務としては、当施設内で手打うどんや木酢液・木炭の製造販売事業で、木酢液・木炭は企業組合のメンバーが当施設内で製造したもので、来場者や道の駅などで販売され人気がある。

成果

組合は昨年の7月に生まれたばかりなので、数値に表せる成果は今のところ出ていないが、7・8月には小学生の体験学習として大いに賑わい、観光創出の役割を果たしている。また、雇用創出の面でも、出資者を中心に20名の雇用確保の場としての成果が得られた。現在は、年間を通じた利用者の誘致のため、今までの営業の枠を越え、企業の保養所や研修施設、それに宴会場としての営業にも取り組んでいることから、利用者の増加が見込まれる。今以上の発展の可能性は十分にあり、西栗倉村の一層の活性化が期待できる。



▲ログキャビン



所在地 〒812-0013

福岡市博多区博多駅東3丁目
3-16 川清ビル307

電話番号 092-473-6916

FAX番号 092-481-0638

設立 平成3年3月

出資金 4,000万円

組織形態 同業種同志型組合

地区 福岡県

主な業種 観光バス事業

組合員 38人

組合従業員 4人

専従理事 1人

URL <http://www.kanko-bus.or.jp/>

規制緩和による競争激化を勝ち抜くために創り出した独自企画を、組合員共通の商品として固定客を増やしている。これを紹介するホームページによる広告が、集客に大いに役立っている

背景と目的

貸切バス参入の規制緩和により、参入事業者が増え、結果として組合員も安値競争に巻き込まれ、利益率の減少、経営基盤の悪化を招く恐れがあった。これを防止するために利益率の高い事業をめざし、独自企画の日帰りバス旅行を開発した。これを広くPRするためホームページを利用することにした。

ITによる事業革新の内容

ホームページによる予約受付、集客を行っている。コンテンツの主体は自主企画のバスツアーで、共同受注事業の柱となっているものである。これによって従来の固定客以外の新規顧客開拓を目的とした。ホームページでは新規の問い合わせ、旅行参加の受付をしている。

そのため受付窓口だけでなく組合員全体もインターネットに対応する体制を整えている。

成果

ホームページからの集客面では旧来からの固定客だけでなく、新規の問い合わせが得られ、新規顧客が増加した。独自商品のため内容に比して価値感があり、参加した客が固定客となり始めている。それだけでなく、仕入れ先となる観光施設からの問い合わせが相次ぎ、独自企画のための新規仕入れ先となっている。

日帰りバス旅行の売上は予想以上の成果が得られた。この独自企画による旅行は旅行代理店へのバスの賃貸よりも利益率が高いため、組合員の経営の安定に効果が期待される。

また組合員全体にIT化の理解が深まりつつある。これを基礎として、今後の組合員の事務合理化などさらなる情報化整備も期待できる。



労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山
- 経営者協会
- 商工会議所連合会
- 商工会連合会
- 中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成17年度 地域労使就職支援機構事業実施計画

労使連携による求人確保
求人・就職情報の積極的提供
求職者ガイダンス・セミナー等の実施
新卒(予定者)に対する就職支援活動
ミスマッチ解消に向けた労使共同の取組み
ワークシェアリングの導入促進に向けた事業の推進

〒640-8227
和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員誌

12月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

7.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↑	↑	↑	→
	繊 維 同 製 品	→	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	→	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↑	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	↑	↑
	そ の 他	↑	↓	→	↓
非 製 造 業	卸 売 業	↑	↑	→	→
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	→	↓	↓	↓
	建 設 業	→	↓	↓	↓
	運 輸 業	↑	↓	→	↓
D I 値		7.5	- 32.5	- 27.5	- 37.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

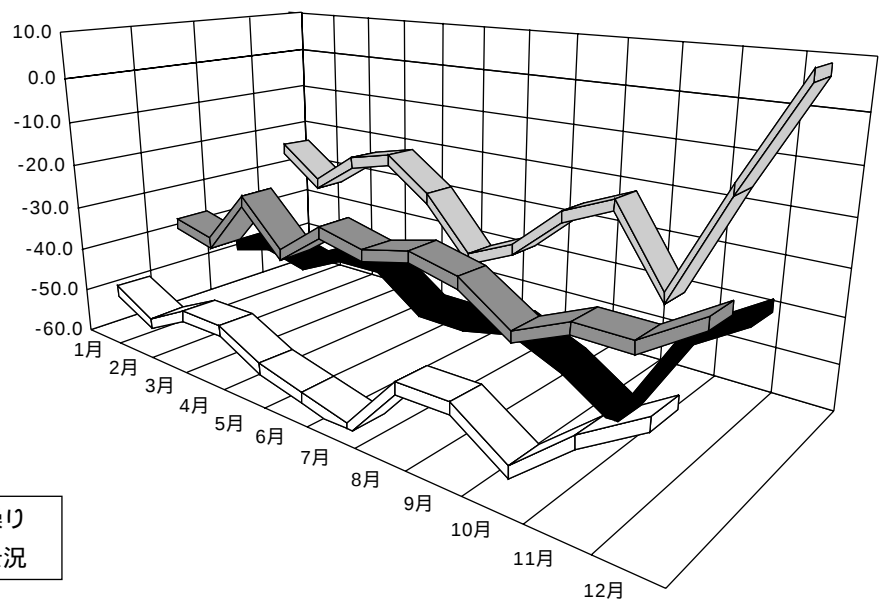
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス37.5ポイントであり、同11月調査と比べて7.5ポイント改善した。

同11月調査と比べ、「売上高」も22.5ポイント改善、「収益状況」も7.5ポイント改善、「資金繰り」も7.5ポイント改善した。

12月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は17名、「悪化」との回答は19名で、「好転」との回答は4名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移



● 製造業 ●

食 料 品	11月の落ち込みからは少し年末需要があり回復したが、対前年比は相変わらずマイナスである。（梅干）
繊維・同製品	厳冬により冬物衣料の販売は好調であるが、予報は暖冬であったため、生産量も少なく、当産地の需要には影響を及ぼしていない。円安のため海外生産も採算割れが続いている。（ニット）
	今シーズンも盛り上がり欠け、厳しいまま終えた。但し12月に入り寒波のため店頭での在庫調整に良い影響が出れば多少来シーズンの動きにプラスになるかも。（織物）
	売上の方は微増。（手袋）
木材・木製品	売上減少や粗利率の低下により、収益力が低下する傾向にあり、諸経費の削減により、採算を維持させている。工場の稼働が低下していることにより、運転資金としての需要も低下し、新たな資金要請を行う業者は少ない。（建具）
	11月22～25日、2005東京国際家具見本市開催（来場者数26,504人）。（家具）
窯業・土石製品	一部のみ出荷がやや上昇。その他は変わらず。（生コン）
鉄 鋼 ・ 金 属	平成17年全生産量（暦年）前年比10%アップ。（鋳物）
和雑貨製造業	企業間の格差が拡大されてきた。（家庭用品）

● 非製造業 ●

卸 売 業	12月は年内仕上工事等が重なり、また、家電品等の需要もあり、単月ではかなり増販が見込まれました。全体的には先行きに期待感を持てますが、同業者、関連異業者との競争が今後ますます激化すると思われます。（電設資材）
小 売 業	新しい販売形態の店舗（よってって御坊店）の出店により、近隣青果小売店は影響を受けている。（日高市場）
	毎年12月はボーナス、クリスマス月で需要が増えるが、今年は我々の業界に関しては、全くそのムードがなく、他の月よりも悪かったのではないかと。消費が別の方向へ行ったのか、量販店、百貨店へ流れたのか定かではないが、明らかに消費傾向が変わってきているようだ。現状打開策がなく、皆苦労している。相変わらず資金回転が悪いという話を聞く。（時計）
	歳末商戦は例年通り大型店の圧勝であった。しかし全ての大型店が繁盛しているのではなく、二極化が進みつつある。勝ち組、負け組の格差が拡大し、これからの日本は格差社会になるようだ。（和歌山市）
	田辺地域の景気は12月といえども時代が変わったのか一向に良くありません。商店街はそれなりに頑張っていますが、地域全体の地方景気ということか悪い状況が続いています。（田辺市）
サ ー ビ ス 業	いつ何が起こるか分からない時代であり、悲観論を指摘しても意味がない。救いは景気が確実に底離れして好転してきたことである。宿泊施設にはまだ実感としては感覚はないが、今年は試行錯誤しながらあらゆる手段を用いて挑戦いたします。（旅館）
	対前年同月比で、宿泊人員（107.4%）、総売上料金（110.5%）、1人当たり消費単価（102.9%）、総宿泊料金（101.4%）、1人当たり宿泊単価（94.4%）。1年の宿泊人員で見ると、16年は1,033,992人、17年は973,271人で60,721人の減（-5.9%）である。愛知博終了後も目立った回復もなく、宿泊人員100万人を下回る結果となった。12月は宿泊単価が低下する中、人員増につながり、また忘年会シーズンもあり、飲料等1人当たり消費単価対前年2.9%のアップとなった。（白浜旅館）
	乗用車の国内販売台数が伸び悩み、全般的に大きな変動は見られなかった。（田辺自動車）
建 設 業	官公庁、民間とも発注減、加えて安値受注横行。（電気工事）
運 輸 業	各企業の業績は、燃料の高騰により悪化している。また一部では降雪のため運行が悪くなっているのも原因の一つである。（和歌山市）

実施共済制度一覧

経営自慢M 型

無配当新介護保障遡増定期保険

豊富なキャッシュバリューを活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源をご準備いただくことができます。

総合保障プラン

集団扱により割安な保険料で、安心の死亡保障と医療保障が準備できます

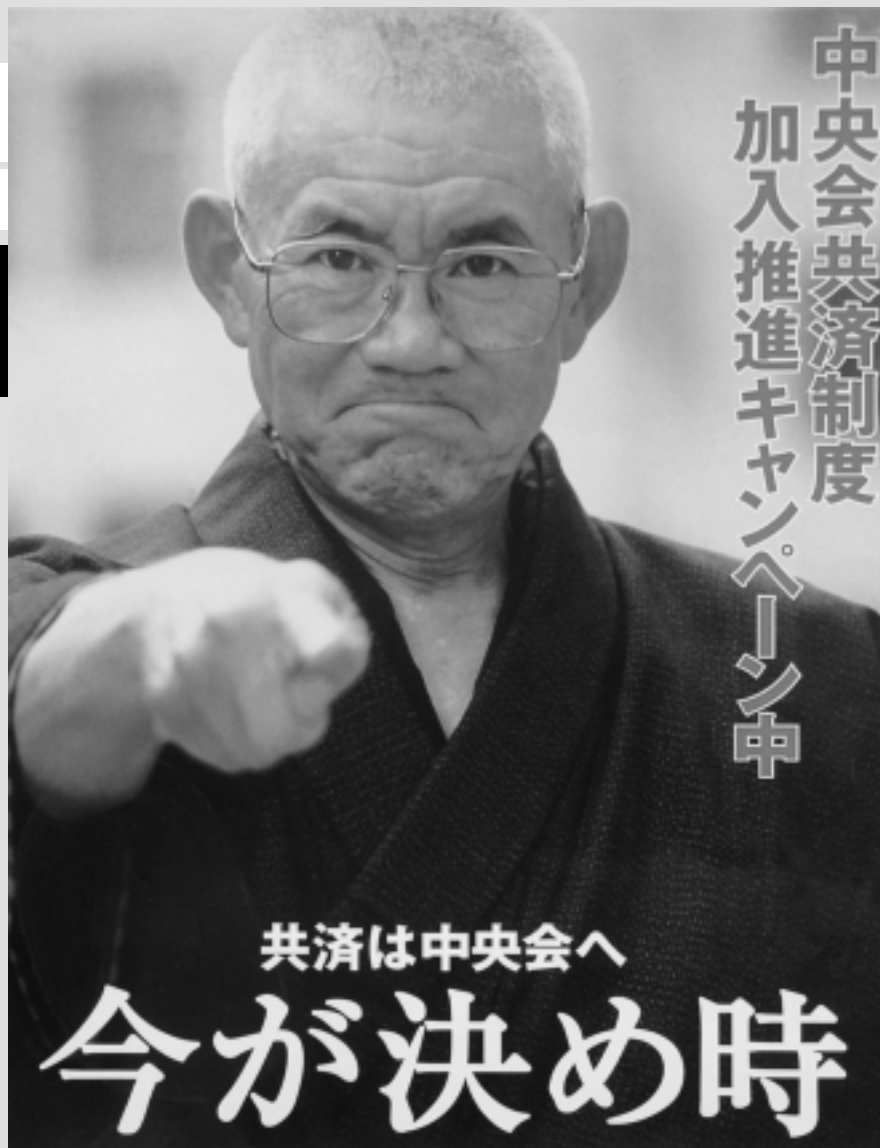
年金共済

(拠出型企業年金保険)

安定した老後生活資金が準備できます(個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を



中央会共済制度
加入推進キャンペーン中

共済は中央会へ

今が決め時

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806 FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車種に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円~300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金(1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
"	2t超 27,000円

問合先・和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

組合代表者の皆さまへ

FUJI FIRE & MARINE

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

労災認定を待たずに保険金をお支払い！

従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！

(売上高方式の場合)

通勤途上や経営者の業務上災害も補償！

特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！

葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。

入院・通院保険金は1日目からお支払い！

特約により地震などの天災を補償！

建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！

経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長 

お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！

年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！

入院医療保険金特約にかぎります。

医師の診査は不要。各人の告知も不要！

被保険者数が5名以上の場合に限りです。

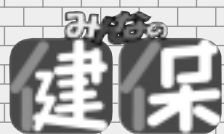
記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！

全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！

被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

24時間 建保 

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！

差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）

入退院時の交通費をお支払いします！

ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！

最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

本社
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

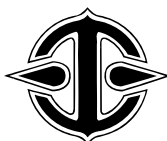
東京本社
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）

最速のご質問・ご相談は
0120-228-386
24時間受付
保険もしもコール

事故の受付・ご相談は
0120-220-557
24時間365日事故受付相談サービス



高見山の霧氷(奈良県・三重県)



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地

和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp



この情報誌は、環境に優しい大豆油インキを使用しています。



この情報誌は古紙100%を使用しています。